

## 第 3 章

# 労働争議の調整等

第 1 節	労働争議の調整	39
第 1	<a href="#">概 要</a>	39
第 2	<a href="#">調整事件一覧</a>	42
第 2 節	個別労働関係紛争に係るあっせん	46
第 1	<a href="#">概 要</a>	46
第 2	<a href="#">個別あっせん事件一覧</a>	50
第 3 節	<a href="#">労働争議の実情調査</a>	52
第 1	<a href="#">概 要</a>	52
第 2	<a href="#">実情調査一覧</a>	52



# 第1節 労働争議の調整

## 第1 概 要

### 1 取扱事件の状況

#### (1) 取扱事件

令和元年に取り扱った調整事件の件数は13件で、前年（10件）に比べ3件増加した。

取扱件数13件は、すべてあっせん事件で、その内訳は、「前年からの繰越」が2件、「新規申請」が11件であった。

あっせん事件はすべて労働組合からの申請であった。

調整回数は9回で、前年（7回）に比べ2回増加した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	27年	28年	29年	30年	元年
前年からの繰越	5	3	2	1	2
新規申請	15(注)	14	13	9	11
計	20(注)	17	15	10	13
調整回数(回)	12	11	11	7	9

(注) 調整事件のあっせん、調停、仲裁の三つの手続のうち、平成27年に調停が1件新規申請があり、年内に終了したほかは、すべてあっせんとなっている。

#### (2) 調整事項別取扱項目数

取扱事件を調整事項別で見ると、調整事項数30項目のうち「団交促進」及び「労働条件等」が各5項目で最も多くなっている。

表2 調整事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

調整事項 \ 年	27年	28年	29年	30年	元年	
団交促進	8(4)	10(1)	4(1)	1	5	
経営又は人事	人員整理	0	0	0	0	
	配置転換	0	0	1	3(1)	2(1)
	解雇	8(2)	2(1)	3	0	1
	その他	0	1	3	4	3(2)
賃金等	一時金	2(1)	4(1)	4(1)	6	3(2)
	退職一時金・年金	0	0	0	2	1(1)
	解雇手当・休業手当	1	0	2	0	1
	その他	1	2	3	5(1)	6(2)
労働条件等	0	0	2	0	5	
その他	5(1)	5	9(1)	3	3	
計	25(9)	24(3)	31(3)	24(2)	30(8)	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、調整事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別でみると、「運輸業、郵便業」が5件で最も多く、次いで「製造業」及び「教育、学習支援業」が各3件となっている。

従業員規模別でみると、「100人以上299人以下」が5件で最も多く、次いで「300人以上」が4件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年	27年	28年	29年	30年	元年
業 種	建設業		1 (1)	0	0	2	0
	製造業		6 (1)	3 (1)	5 (1)	5 (1)	3 (2)
	情報通信業		0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業		5 (1)	3	3	0	5
	卸売業、小売業		0	0	1	0	0
	金融業、保険業		0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業		1 (1)	0	1	0	0
	生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	0	0
	教育、学習支援業		2	4 (1)	4	1	3
	医療、福祉		2 (1)	0	0	1	0
	サービス業		3	5 (1)	1 (1)	1	2
	その他		0	2	0	0	0
	計		20 (5)	17 (3)	15 (2)	10 (1)	13 (2)
従 業 員 規 模	1～9人		1 (1)	0	0	1	1
	10～49人		7 (1)	4 (1)	4	4	0
	50～99人		5 (2)	5	3 (1)	3 (1)	3 (2)
	100～299人		3 (1)	4 (1)	4 (1)	0	5
	300人以上		4	4 (1)	4	2	4
		計		20 (5)	17 (3)	15 (2)	10 (1)

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

### (1) 終結区分別終結件数

令和元年に取り扱った調整事件13件は、11件が同年中に終結し、2件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が7件、「打切」が4件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、63.6%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	27年	28年	29年	30年	元年
終	解 決	決	6 (2)	6 (1)	6 (1)	4 (1)	7 (2)
	打 切	切	9 (3)	8 (2)	8 (1)	1	4
	取 下	下	2	1	0	3	0
	不 開 始	始	0	0	0	0	0
	移 管	管	0	0	0	0	0
結	計		17 (5)	15 (3)	14 (2)	8 (1)	11 (2)
	解 決 率 (%)		40.0	42.9	42.9	80.0	63.6
翌 年 繰 越			3	2	1	2	2

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

## (2) 所要日数別終結件数

終結事件を所要日数別にみると、「50日以上」が7件で最も多く、次いで「15日～29日」が3件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、57.6日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	27年	28年	29年	30年	元年
15 日 未 満			4 (1)	6	6	1	1
15 ～ 29 日			4 (1)	1	1	1	3
30 ～ 49 日			2 (2)	1 (1)	2	2	0
50 日 以 上			7 (1)	6 (2)	5 (2)	4 (1)	7 (2)
あっせん員指名前の取下			0	1	0	0	0
計			17 (5)	15 (3)	14 (2)	8 (1)	11 (2)
1件当たりの平均所要日数(日)			38.1	39.5	43.5	56.5	57.6

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す(いずれも初日から起算する。)

3 平成29年12月1日申請分より、あっせんの開始決定後速やかにあっせん員を指名するよう運用を変更した。

## 第 2 調整事件一覧

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
30-8	あっせん	製造業 (業務用機械器具製造業)	H30. 9. 27 (組合)	H30. 9. 27	降格の 撤回等	3	124	解決 (あっせん案) (H31. 1. 28)	渡部 可知 夏目

### ○申請までの経過

時間外勤務手当が支給されていないこと、不合理な理由により降格及び異動させられたこと並びに不当な人事評価が行われていることなどとして団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払うこと及び人事評価について誠実に説明することを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
30-9	あっせん	製造業 (業務用機械器具製造業)	H30. 10. 4 (組合)	H30. 10. 4	不当な人事評価の 撤回等	3	117	解決 (あっせん案) (H31. 1. 28)	渡部 可知 夏目

### ○申請までの経過

不当な人事評価が行われているなどとして団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払うこと及び人事評価について誠実に説明することを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
31-1	あっせん	製造業 (ゴム製品製造業)	H31. 4. 11 (組合)	H31. 4. 11	団体交渉 の応諾	1	58	解決 (あっせん案) (R1. 6. 7)	志治 牧田 中西

### ○申請までの経過

従前は団体交渉が行われていたが、直近の2年間は書面による回答のみとなっており、使用者は団体交渉に応じていないとして、団体交渉の応諾を求め、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、使用者は、団体交渉に応じること及び団体交渉の申し入れを受けた場合団体交渉開催に向けて誠実に対応することを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
31-2	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H31. 4. 15 (組合)	H31. 4. 16	労災事故に係る損害賠償	1	51	解決 (自主解決) (R1. 6. 5)	成田 河野 松井

○申請までの経過

労災と認定された組合員の労災事故による後遺障害に係る補償の支払を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、解決金の妥結金額について使用者側が持ち帰り検討した上で第2回あっせんに開催することとしたが、労使双方が第1回あっせんに踏まえ、自主解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
元-3	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	R1. 5. 21 (組合)	R1. 5. 21	団体交渉の促進	1	91	解決 (あっせん案) (R1. 8. 19)	渡部 畑 牧野

○申請までの経過

団体交渉を申し入れたが、開催日程に係る回答が期限までになされない状況が続いたため、団体交渉の開催日程に係る回答期限を守ることを求め、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、使用者は、組合が提示した団体交渉の日程候補日時に対する回答を期限内に行い、団体交渉の開催に向けて誠実に対応することを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
元-4	あっせん	運輸業、郵便業 (運輸に附帯するサービス業)	R1. 6. 5 (組合)	R1. 6. 6	出勤停止期間中の生活保障	0	13	打切り (辞退) (R1. 6. 18)	佐脇 伊藤 夏目

○申請までの経過

上司の叱責により組合員が出勤できなくなったことについて、不当な出勤停止であるとして、当該出勤停止期間中の生活保障を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
元-5	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	R1. 7. 3 (組合)	R1. 7. 4	誠実な団体交渉の実施等	0	20	打切り (辞退) (R1. 7. 23)	杉島 大久保 松井

○申請までの経過

誠実な団体交渉及び団体交渉における妥結事項の実施等を求め、組合はあっせんを申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんでを辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
元-6	あっせん	教育、学習支援業(学校教育)	R1. 7. 16(組合)	R1. 7. 17	休職前と同条件での雇用継続等	1	56	解決(あっせん案)(R1. 9. 10)	酒井 西野 吉村

○申請までの経過

上司のパワハラにより組合員が休職に至ったとして、休職前と同等の条件での復職並びに傷病手当金と通常の賃金との差額分及び通院費分の支払い等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんでを申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、退職条件及び解決金の支払を主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
元-7	あっせん	教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)	R1. 9. 27(組合)	R1. 9. 30	夏季賞与の妥結	1	58	解決(あっせん案)(R1. 11. 26)	佐脇 可知 松井

○申請までの経過

赤字経営を続けていた会社が、本業とは別の収益源を得て黒字に転換したことから、過去の黒字時期の支給水準の夏季賞与を支払うよう求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんでを申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、夏季賞与を上積みすることや今後は財務諸表を提示し適切な賞与水準について誠実に交渉することを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
元-8	あっせん	サービス業(その他の事業サービス業)	R1. 10. 30(組合)	R1. 10. 31	解雇の解決金及び未払賃金	-	-	翌年へ繰越	酒井 西野 山本(秀)

○申請までの経過

組合員の時間外手当の支払等を求めて団体交渉が行われた後、同人に対して廃業を理由とした解雇が通告されたため、解雇に伴う生活保障要求を追加し団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんでを申請した。



○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
元-9	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	R1. 10. 31 (組合)	R1. 10. 31	違法な時間外労働の解消等	0	21	打切り (辞退) (R1. 11. 20)	佐脇 牧田 松井

○申請までの経過

36 協定を締結しない状況下で時間外労働が行われているという問題の解決を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

使用者から、自主交渉により解決を図るとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
元-10	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	R1. 11. 19 (組合)	R1. 11. 25	仮眠時間等の労働時間性	-	-	翌年へ繰越	杉島 西野 吉村

○申請までの経過

隔日勤務における仮眠時間が労働時間とされないこと等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
元-11	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	R1. 11. 20 (組合)	R1. 11. 25	団体交渉の促進	0	25	打切り (辞退) (R1. 12. 19)	渡部 牧田 山本(秀)

○申請までの経過

従前の派遣先の業務終了後、新たに提示された新規派遣先の労働条件は納得できないとして、従前と同程度の労働条件の確保及び次の派遣業務に従事するまでの期間の休業手当を求めて団体交渉が行われたが、平行線となった。以降、団体交渉を拒否されたため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

※各所要日数は調整員指名から終結までの日数。

## 第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

### 第1 概 要

#### 1 取扱事件の状況

##### (1) 取扱事件

令和元年に取り扱ったあっせん事件の件数は14件で、前年（15件）に比べて1件減少した。取扱件数14件の内訳は、「前年からの繰越」が2件、「新規申出」12件であった。申出者別では、労働者からの申出が13件、使用者からの申出が1件であった。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	27年	28年	29年	30年	元年
前年からの繰越	0	2	3	2	2
新規申出	13	16	7	13	12
計	13	18	10	15	14

##### (2) あっせん事項別取扱項目数

取扱事件をあっせん事項別でみると、あっせん事項数24項目のうち「労働条件等」が6項目で最も多く、次いで「職場の人間関係」が多くなっている。

表2 あっせん事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

あっせん事項 \ 年	27年	28年	29年	30年	元年	
経営又は人事	解雇	5	9 (1)	5 (3)	3	4
	復職	0	1	0	0	1
	退職	1	1	0	0	2
	その他	1	1	1	5 (1)	1
賃金等	賃金未払	2	1	2	1	0
	賃金減額	1	1	0	0	2
	退職一時金	0	2	2 (2)	0	0
	解雇手当	1	3	2	1	0
	その他	1	1	2	7 (1)	3 (1)
労働条件等	2	5	5	11 (2)	6	
職場の人間関係	2	4 (1)	4	9 (2)	5 (2)	
その他	2	3	0	1	0	
計	18	32 (2)	23 (2)	38 (6)	24 (3)	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、あっせん事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「宿泊業、飲食サービス業」が3件で最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」及び「サービス業」が各2件となっている。

従業員の規模別で見ると、「10人～49人」が5件と最も多く、次いで「300人以上」が4件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		27年	28年	29年	30年	元年
業 種	建設業	1	2	0	1	0
	製造業	3	0	2	3	1
	情報通信業	1	6	3 (2)	0	0
	運輸業、郵便業	1	2	1	3 (1)	1
	卸売業、小売業	0	0	0	1	2
	金融業、保険業	0	1	0	1	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	1	0	0	1	3 (1)
	教育、学習支援業	0	1	0	0	0
	医療、福祉	1	3	3 (1)	1	2
	複合サービス事業	0	0	0	0	0
	サービス業	2	0	0	1	2
	その他	3	3 (2)	1	3 (1)	3 (1)
	計	13	18 (2)	10 (3)	15 (2)	14 (2)
従 業 員 規 模	1～9人	0	3	1	2	3 (1)
	10～49人	5	3 (1)	1	1	5
	50～99人	0	1	0	0	0
	100～299人	3	5	3 (1)	3 (1)	2 (1)
	300人以上	5	6 (1)	5 (2)	9 (1)	4
	計	13	18 (2)	10 (3)	15 (2)	14 (2)

注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

### (1) 終結区分別終結件数

令和元年に取り扱ったあっせん事件 14 件は、13 件が同年中に終結し、1 件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が 3 件、「打切」が 9 件、「取下」が 1 件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、25.0%であった。

表 4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
終 結	解 決		2	4 (1)	7 (3)	6 (1)	3 (2)
	あっせん回数 (回)		2	4	7	8 (2)	3 (2)
	打 切		6	11 (1)	1	5	9
	取 下		3	0	0	2 (1)	1
	不 開 始		0	0	0	0	0
	計		11	15 (2)	8 (3)	13 (2)	13 (2)
	解 決 率 (%)		25.0	26.7	87.5	54.5	25.0
翌 年 繰 越		2	3	2	2	1	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、「打切」に区分する。

### (2) 所要日数別終結件数

終結事件のうち、あっせんを開始した事件を、あっせん員委嘱の日から終結の日までの所要日数別にみると、「30日以上」が 7 件で最も多く、次いで「20～29日」が 3 件となっている。

終結事件 1 件当たりの平均所要日数は、41.7日であった。

表 5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
10 日 未 満			5	8	1	0	2
10 ～ 19 日			2	1	0	1	1
20 ～ 29 日			3	1 (1)	2 (2)	1	3
30 日 以 上			0	5 (1)	5 (1)	11 (2)	7 (2)
計			10	15 (2)	8 (3)	13 (2)	13 (2)
1 件当たりの平均所要日数(日)			13.3	18.5	40.9	60.5	41.7

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 27 年の計 10 件は、表 4 の 27 年の計 11 件のうち、それぞれ「取下」1 件分があっせん員委嘱前のため未計上。

3 平成 29 年 12 月 1 日申請分より、あっせんの開始決定後速やかにあっせん員を指名するよう運用を変更した。

(3) 処理日数別終結件数

終結事件を、あっせん申出の日から終結の日までの処理日数別にみると、「30日以上」が7件と最も多く、次いで「20～29日」が3件となっている。

終結事件1件当たりの平均処理日数は、42.8日であった。

表6 処理日数別終結件数一覧表

(単位：件)

年 処理日数	27年	28年	29年	30年	元年
10日未満	1	0	0	0	2
10～19日	4	6	0	1	1
20～29日	3	1	0	0	3
30日以上	3	8(2)	8(3)	12(2)	7(2)
計	11	15(2)	8(3)	13(2)	13(2)
1件当たりの平均処理日数(日)	24.0	33.7	58.0	63.1	42.8

(注) ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

## 第2 個別あっせん事件一覧

事件番号	業種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
30-P10	学術研究、専門・技術サービス業	H30. 12. 18 (労働者)	H30. 12. 18	パワハラに 対する慰謝 料	1	95	解決 (あっせん案) (H31. 3. 22)	成田 大久保 山本(秀)
30-P11	宿泊業、飲食サービス業	H30. 12. 20 (労働者)	H30. 12. 21	手当及びパ ワハラに対 する慰謝料	1	57	解決 (あっせん案) (H31. 2. 15)	酒井 西野 中西
30-P12	宿泊業、飲食サービス業	H31. 1. 4 (労働者)	H31. 1. 7	パワハラに 対する慰謝 料	0	47	打切 (辞退) (H31. 2. 22)	佐脇 伊藤 吉村
30-P13	宿泊業、飲食サービス業	H31. 1. 17 (労働者)	H31. 1. 17	解雇等	1	47	打切 (不調) (H31. 3. 4)	永井 牧田 牧野
30-P14	製造業	H31. 1. 23 (労働者)	H31. 1. 24	入社時と実 際の労働条 件相違	0	28	打切 (辞退) (H31. 2. 20)	杉島 河野 吉村
30-P15	学術研究、専門・技術サービス業	H31. 2. 27 (使用者)	H31. 3. 1	労働環境の 調整等	0	83	取下 (R1. 5. 22)	杉島 可知 工藤
30-P16	卸売業、小売業	H31. 3. 13 (労働者)	H31. 3. 14	勤務時間短 縮に伴う給 与補償等	0	2	打切 (辞退) (H31. 3. 15)	佐脇 伊藤 牧野
30-P17	卸売業、小売業	H31. 3. 13 (労働者)	H31. 3. 14	解雇等	0	5	打切 (辞退) (H31. 3. 18)	志治 伊藤 牧野
30-P18	サービス業	H31. 3. 26 (労働者)	H31. 3. 27	退職事由等	0	23	打切 (辞退) (H31. 4. 18)	渡部 大久保 夏目
30-P19	サービス業	H31. 3. 27 (労働者)	H31. 3. 28	賃金減額を 伴う契約更 新	1	15	打切 (不調) (H31. 4. 11)	佐脇 西野 吉村
31-P1	学術研究、専門・技術サービス業	H31. 4. 17 (労働者)	H31. 4. 18	入社時と実 際の労働条 件相違	0	21	打切 (辞退) (R1. 5. 8)	酒井 可知 山本(秀)
元-P2	運輸業、郵便業	R1. 9. 12 (労働者)	R1. 9. 13	割増賃金未 払い及び普 通解雇撤回	1	63	打切 (不調) (R1. 11. 14)	杉島 牧田 夏目

事件 番号	業 種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事 項	あっせん 回 数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
元-P3	医療、福祉	R1. 9. 30 (労働者)	R1. 10. 1	退職条件	1	56	解決 (あっせん案) (R1. 11. 25)	渡部 畑 吉村
元-P4	医療、福祉	R1. 12. 18 (労働者)	R1. 12. 18	会社が支払 った学費の 返還方法	-	-	翌年へ繰越	佐脇 八代 山本(衛)

(注) 所要日数はあっせん員委嘱から終結までの日数。

## 第3節 労働争議の実情調査

### 第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握し、調整開始の際に、迅速かつ的確に処理するため実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）のあったものを対象に行っている。

### 第2 実情調査一覧

令和元年に行った実情調査は40件で、その内容は以下のとおりであった。

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
1	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	172	賃金引上げと雇用の確保ほか	平成 30. 10. 19	平成 31. 1. 11	無
2	南医療生協	〃	291	〃	〃	〃	〃
3	北医療生協	〃	281	〃	〃	〃	〃
4	名 南 会	〃	314	〃	〃	〃	〃
5	尾張健友会	〃	112	〃	〃	〃	〃
6	堀尾安城病院	〃	28	〃	〃	〃	〃
7	刈谷豊田総合病院	〃	1,524	〃	〃	〃	〃
8	南知多病院	〃	62	〃	〃	〃	〃
9	済生会リハビリテーション病院	〃	120	〃	〃	〃	〃
10	みなと医療生協	〃	172	〃	平成 31. 2. 27	令和 1. 7. 9	〃
11	南医療生協	〃	291	〃	〃	〃	〃
12	北医療生協	〃	281	〃	〃	〃	〃
13	名 南 会	〃	314	〃	〃	〃	〃
14	尾張健友会	〃	112	〃	〃	〃	〃
15	堀尾安城病院	〃	28	〃	〃	〃	〃
16	刈谷豊田総合病院	〃	1,524	〃	〃	〃	〃
17	南知多病院	〃	62	〃	〃	〃	〃
18	済生会リハビリテーション病院	〃	120	〃	〃	〃	〃
19	羽 栗 会	〃	39	〃	〃	〃	〃
20	由 良 海 運	運輸、郵便業 (運輸に附帯するサービス業)	2	賃上げ(一時金)	令和 1. 6. 18	令和 1. 7. 9	〃



番号	事 件 名	業 種	組 合 員 数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
21	全 日 検	運輸、郵便業 (運輸に附帯するサービス業)	73	賃上げ (一時金)	令和 1. 6. 18	令和 1. 7. 9	無
22	日本貨物検数協会	〃	2	〃	〃	〃	〃
23	日興サービス	〃	20	〃	〃	〃	〃
24	日永商事	〃	1	〃	〃	〃	〃
25	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	157	賃金引上げと雇用の確保ほか	令和 1. 10. 18		〃
26	南医療生協	〃	262	〃	〃		〃
27	北医療生協	〃	296	〃	〃		〃
28	名 南 会	〃	317	〃	〃		〃
29	尾張健友会	〃	103	〃	〃		〃
30	堀尾安城病院	〃	27	〃	〃		〃
31	刈谷豊田総合病院	〃	1,530	〃	〃		〃
32	南知多病院	〃	53	〃	〃		〃
33	済生会リハビリテーション病院	〃	120	〃	〃		〃
34	由良海運	運輸、郵便業 (運輸に附帯するサービス業)	2	賃上げ (一時金)	令和 1. 10. 30	令和 1. 12. 20	〃
35	全 日 検	〃	73	〃	〃	〃	〃
36	日本貨物検数協会	〃	2	〃	〃	〃	〃
37	日興サービス	〃	20	〃	〃	〃	〃
38	日永商事	〃	1	〃	〃	〃	〃
39	丸 一 運 輸	〃	3	〃	〃	〃	〃
40	知 多 乗 合	運輸、郵便業 (道路旅客運送業)	140	勤務間インターバル制度 導入に向けた協議機関の 設置ほか	令和 1. 11. 18	〃	〃